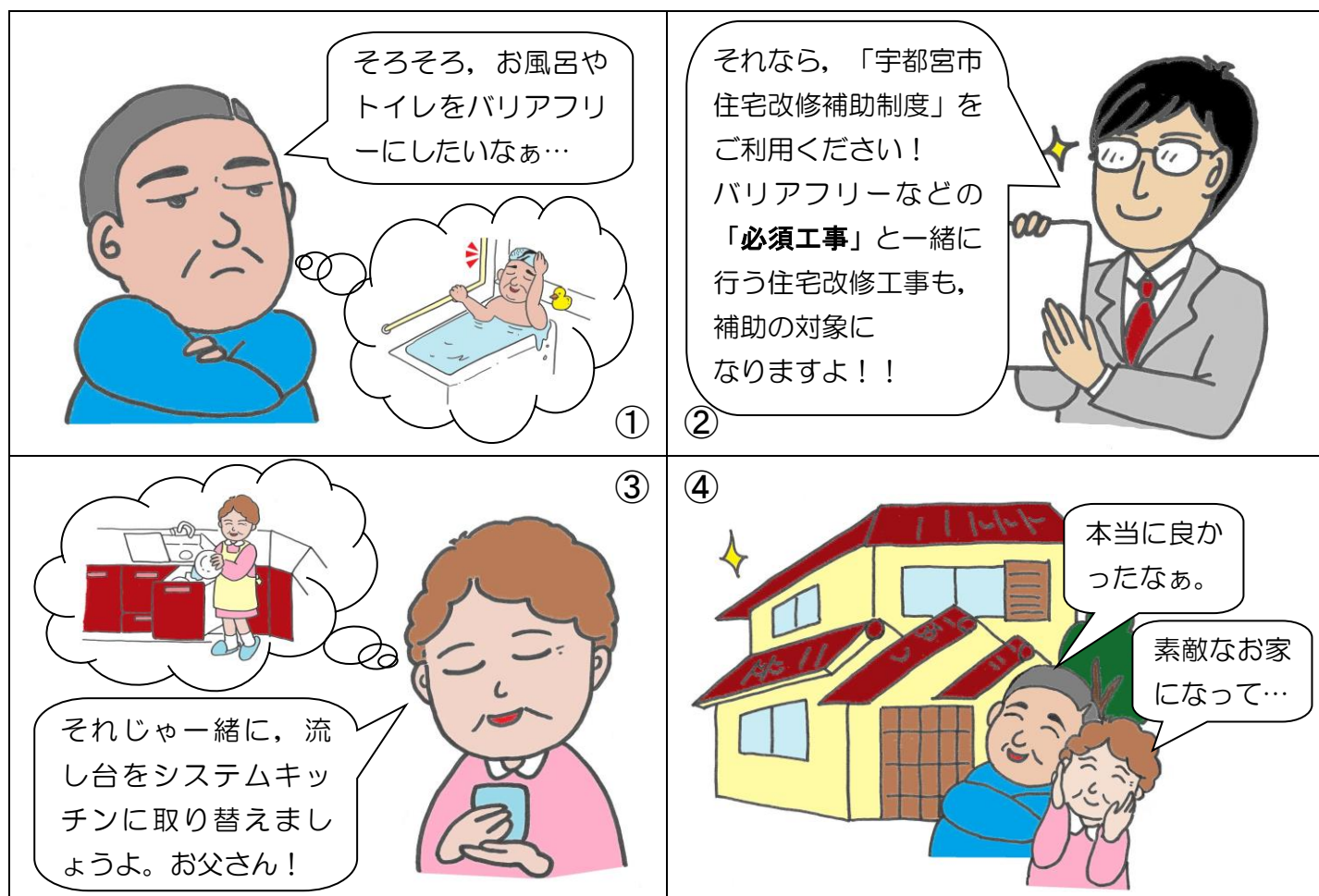


# ～住宅の機能や性能向上を図る方に～ 平成31（2019）年度 宇都宮市住宅改修補助制度



**次世代住宅ポイント制度との併用可能です！**

【お問い合わせ先】 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 都市整備部 住宅課（市役所9階）

電話：028-632-2735

E-mail: [u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp)

制度内容の詳細については、上記の電話もしくはメールにてお問合せください。



## 制度の概要

宇都宮市にお住まいの皆様が、住宅の性能や機能を向上させることで、住み慣れた住宅を、安全・安心に長く大切に使うことを目的に、住宅改修を行う際の工事費の一部を補助します。

## 補助対象者

- 本市に住民登録している方
- 補助対象となる住宅改修を行う方
- 市税の滞納がない方

## 補助対象住宅

- 所在地が市内であること
- 申請者または申請者の2親等以内の同居親族が所有する住宅であること
- 現に居住している住宅、または、完了実績報告までに居住する予定の住宅
- 既に本制度による補助を受けていない住宅

## 補助対象工事

- 平成31(2019)年4月1日以降に契約をする工事
- 市内の施工業者に委託し行う居住の用に供する部分の工事  
※市内の施工業者とは次のとおりです
  - ・市内に本店又は本社がある業者
  - ・市内に支店・営業所がある業者
  - ・市内に住所がある個人業者
- 住宅の性能・機能を向上させるため、必ずやっていただく必須工事が10万円以上である工事
- 必須工事とあわせて行う選択工事
- 平成32(2020)年2月末日までに申請し、3月末日までに完了実績報告ができる工事
- 補助金交付決定後に工事契約を締結する工事

## 必須工事

1. 断熱改修工事(屋根・外壁・天井・内壁又は床)で、次世代省エネ基準(平成11年基準)に対応する工事  
※屋根のみの断熱改修工事など、一部の実施も対象
  2. 窓の断熱改修工事で、次世代省エネ基準(平成11年基準)に対応する工事  
※一居室のみの実施など、一部の実施も対象
  3. 太陽熱温水器を新たに設置する工事  
※一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けた太陽熱利用システムまたは同等品の設置
  4. 手すり設置や段差解消など、バリアフリー改修促進税制の対象となるバリアフリー改修工事
  5. 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品を使用した工事
  6. 他の既存の住宅改修補助制度による工事※補助金の算定額には含まれません。
  7. 多世代同居に伴う増設工事(キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事で、改修後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あること)
  8. 多子世帯を対象とした間取りの変更工事(居室等の間取りを変更するための工事)  
※多子世帯とは3人以上の子と同居しており、18歳未満の児童が1人以上いる世帯
  9. 地域活用に向けた間取りの改修工事(住居の一部を利用し、集会所や子供・高齢者の居場所等、地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事)
- 上記1～9の改修工事のいずれかの(複数選択も可)工事を必須工事とする。

## 他の既存の住宅改修補助制度による工事

木造住宅耐震改修補助金による耐震改修工事

高齢者にやさしい住環境整備事業費の助成を受ける住宅改修工事

## 必須工事を行ったものとみなされる工事 (10万円以上の工事が対象)

※補助金の算定額には含まれません

介護保険の住宅改修費の支給による住宅改修工事

重度身体障がい者住宅改造費の助成を受ける住宅改造工事

## 選択工事

必須工事とあわせて行う改修工事

例) 屋外工事(屋根・外壁・雨樋・バルコニーなどの改修, 修繕工事)

屋内工事(壁紙の貼替え・畳替え・建具の交換・床の改修工事・トイレ・風呂などの改修, 修繕工事), 設備改修(システムキッチンの設置など)

×対象とならない工事(補助金算定額には含まれません)

例) 新築工事/物置, 車庫等の工事/家具, 調度品, 家電製品設置工事/造園, 門扉, 塀などの外構工事/電話, インターネットの配線工事 など

## 補助金額

必須工事費10万円以上を含む住宅改修工事費(必須工事+選択工事)の10%(千円単位)を補助し, 上限は10万円です。

工事例①

必須工事

・バリアフリー改修 20万円

+

選択工事

(壁紙, 畳替, システムキッチンの設置, 間取りの変更 など)

90万円

補助対象工事費: 20万円(必須工事)+90万円(選択工事)⇒110万円

補助金額: 110万円×10%=11万円⇒10万円(工事費の10%・上限10万円)

工事例②

他の既存の住宅改修補助制度による工事

・耐震改修工事 120万円

+

選択工事

お風呂の改修工事 など

70万円

補助対象工事費: 0円(必須工事・算定外)+70万円(選択工事)⇒70万円

補助金額: 70万円×10%=7万円⇒7万円(工事費の10%)

補助金の算定額に含まない

工事例③

必須工事

・窓の断熱改修 12万円

+

選択工事

(壁紙, 畳替, お風呂の改修工事, 間取りの変更 など)

90万円

介護保険の住宅改修費の支給による住宅改修工事費 20万円

補助対象工事費: 12万円(必須工事)+90万円(選択工事)⇒102万円

補助金額: 102万円×10%=10.2万円⇒10万円(工事費の10%・上限10万円)

補助金の算定額に含まない

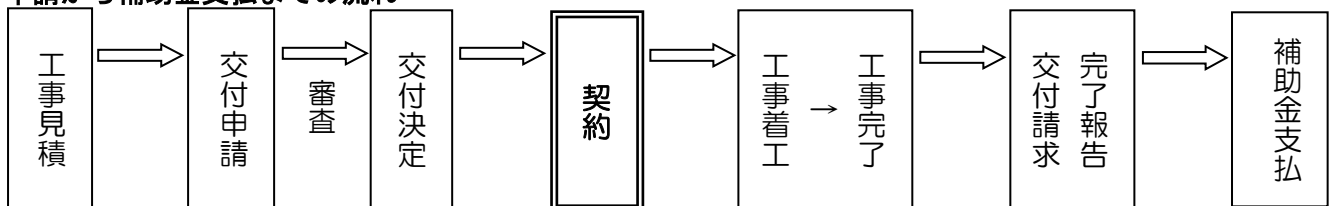
## 申請受付

補助金交付決定後に工事契約を締結していただく必要があります。

申請受付期間 平成31(2019)年4月1日(月)～平成32(2020)年2月28日(金)

申請提出場所 宇都宮市役所 9階 住宅課

申請から補助金支払までの流れ



※予算の範囲内での補助となりますので, 受付期間中であっても, 受付を終了することがあります。

※通常, 審査期間に2～3週間程度を要します。お急ぎの場合は事前にご相談ください。

※この補助金は, 所得税法上, 課税対象となります。確定申告の必要がある場合は, 税務署にご相談ください。また, 交付決定通知書は大切に保管ください。

## 申請に必要な書類

「宇都宮市住宅改修事業費補助金交付申請書」に、下記の書類を添えて提出してください。

1. 工事見積書（写し）※工事費の内訳（必須工事の内容及び金額が記載されたもの）
2. 工事箇所等を示す平面図
3. 必須工事箇所の施工前の写真（カラー、日付入り）
4. 当該年度における対象住宅の所有状況が分かる書類（課税資産明細書の写し（固定資産税納税通知書に綴られています）、固定資産台帳登録事項証明書、不動産登記簿（全部事項証明書）の写しのうちの1つ）
5. 住民票（申請時、対象住宅に居住している場合に限る。ただし、多世代同居に伴う増設工事を行う場合にあっては、同居する世帯全員とする）
6. 口座振替依頼書
7. 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合は、所有者と申請者が二親等以内の親族であることが分かる公的証明（戸籍謄本、続柄が記載されている世帯住民票等）
8. 同居家族状況表（多子世帯を対象とした間取りの変更工事を行う場合）
9. その他

## 完了実績報告に必要な書類

「宇都宮市住宅改修事業費補助金完了実績報告書」「宇都宮市住宅改修事業費補助金交付請求書」に、下記の書類を添えて提出してください。

**※交付申請書に押印した印鑑を押していただきます。印鑑間違いにご注意ください。**

**※契約書・領収書の日付けは交付決定日後になるようにご注意ください。**

1. 対象工事に係る契約書（工事請負契約書、注文請書等）の写し
2. 必須工事箇所の施工後の写真（カラー、日付入り）
3. 住宅改修工事費の領収書の写し
4. 補助金交付決定通知書の写し
5. 住民票（申請時、対象住宅に居住していなかった場合に限る。ただし、多世代同居に伴う増設工事を行う場合にあっては、同居する世帯全員とする）
6. その他

## 工事写真の撮影例

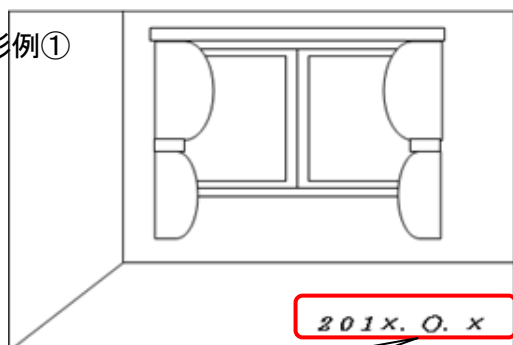
撮影年日付を入れて撮影してください。

■撮影年月日は、カメラの日付機能で撮影年月日を入れるか、工事写真用黒板やスケッチブックなどに撮影年月日を書き込んで、工事箇所と一緒に写し込んでください。

■施工前の写真は、交付申請の直前に撮影したものとします。

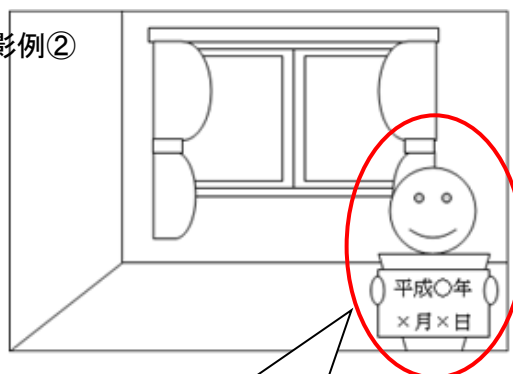
■施工の前後が比較できるように撮影してください。（例：段差解消工事は段差がわかるよう低い側からも撮影）

撮影例①



日付機能で撮影年月日を入れる

撮影例②



撮影年月日を写し込む